

〔 平 19. 3. 9
調査 1 - 2 〕

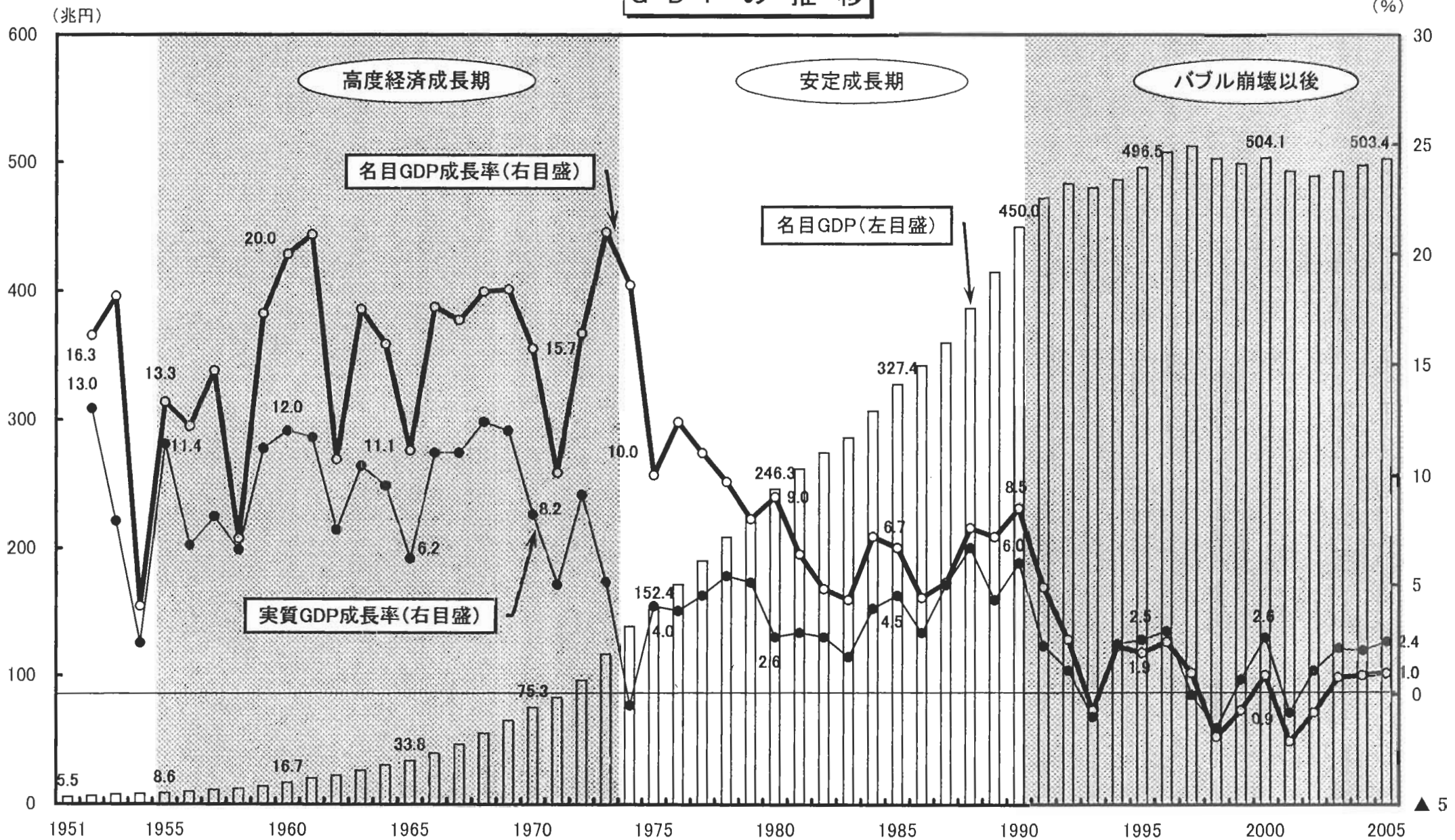
参 考 資 料

（「これまでの税制改革の流れ」）

目 次

・ GDPの推移	1
・ 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	2
・ 主要税目の税収（一般会計分）の推移	3
・ 地方税収入の推移（地方財政計画額ベース）	4
・ 国民負担率と財政赤字（対国民所得比）の推移	5
・ シャウプ勧告の主な内容（抄）【昭和 24 年 9 月】	6
・ 抜本的税制改革【昭和 62 年 9 月】【昭和 63 年 12 月】	9
・ 税制改革についての中間答申-要約-（抄）（昭和 63 年 4 月 28 日）	12
・ 税制改革【平成 6 年 11 月】	15
・ 今後の税制のあり方についての答申（抄）-「答申」の要約-（平成 5 年 11 月 19 日）	18
・ 法人税制改革【平成 10 年度改正等】	23
・ 法人課税小委員会報告（抄）（平成 8 年 11 月 26 日）	24
・ 平成 10 年度の税制改正に関する答申（抄）（平成 9 年 12 月 16 日）	26
・ 恒久的な減税等【平成 11 年度改正】	27
・ 平成 11 年度の税制改正に関する答申（抄）（平成 10 年 12 月 16 日）	29
・ 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（抄） ...	30
・ あるべき税制の構築【平成 15 年度改正等】	31
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）（平成 14 年 6 月 14 日）	34
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）（平成 15 年 6 月 17 日）	38

GDP の 推 移

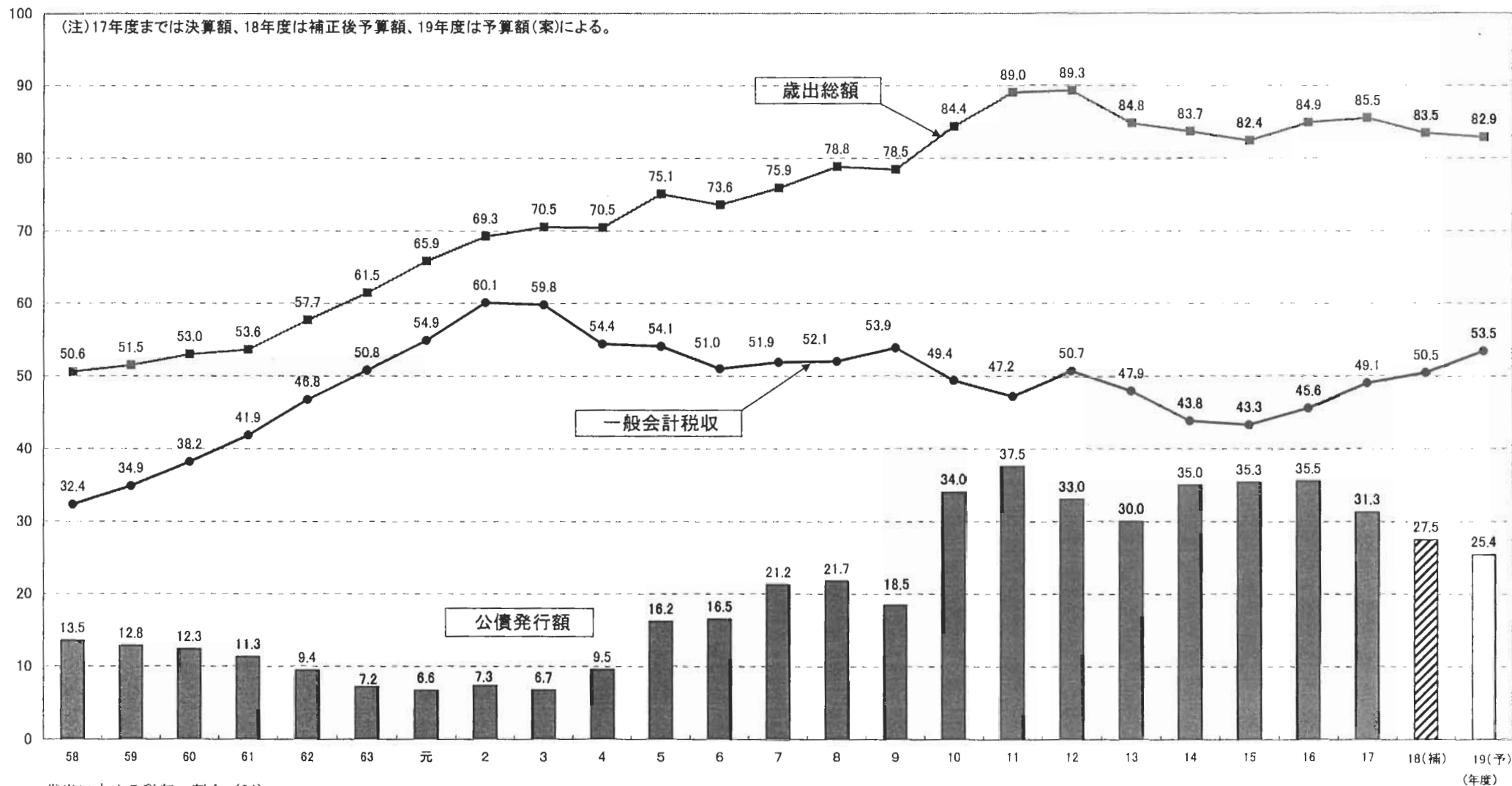


(備考) 実額について、1951～1954年は1965年基準、1955～1979年は1990年基準、1980～1993年は1995年基準、1994～2005年は2000年基準に基づく計数であり、成長率について、1952～1955年は1965年基準、1956～1980年は1990年基準、1981～1994年は1995年基準、1995年～2005年は2000年基準でに基づく計数である。実質GDP成長率については、1994年以前は固定基準年方式、1995年以降は連鎖方式による。

(出所) 内閣府「国民経済計算年報」

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)

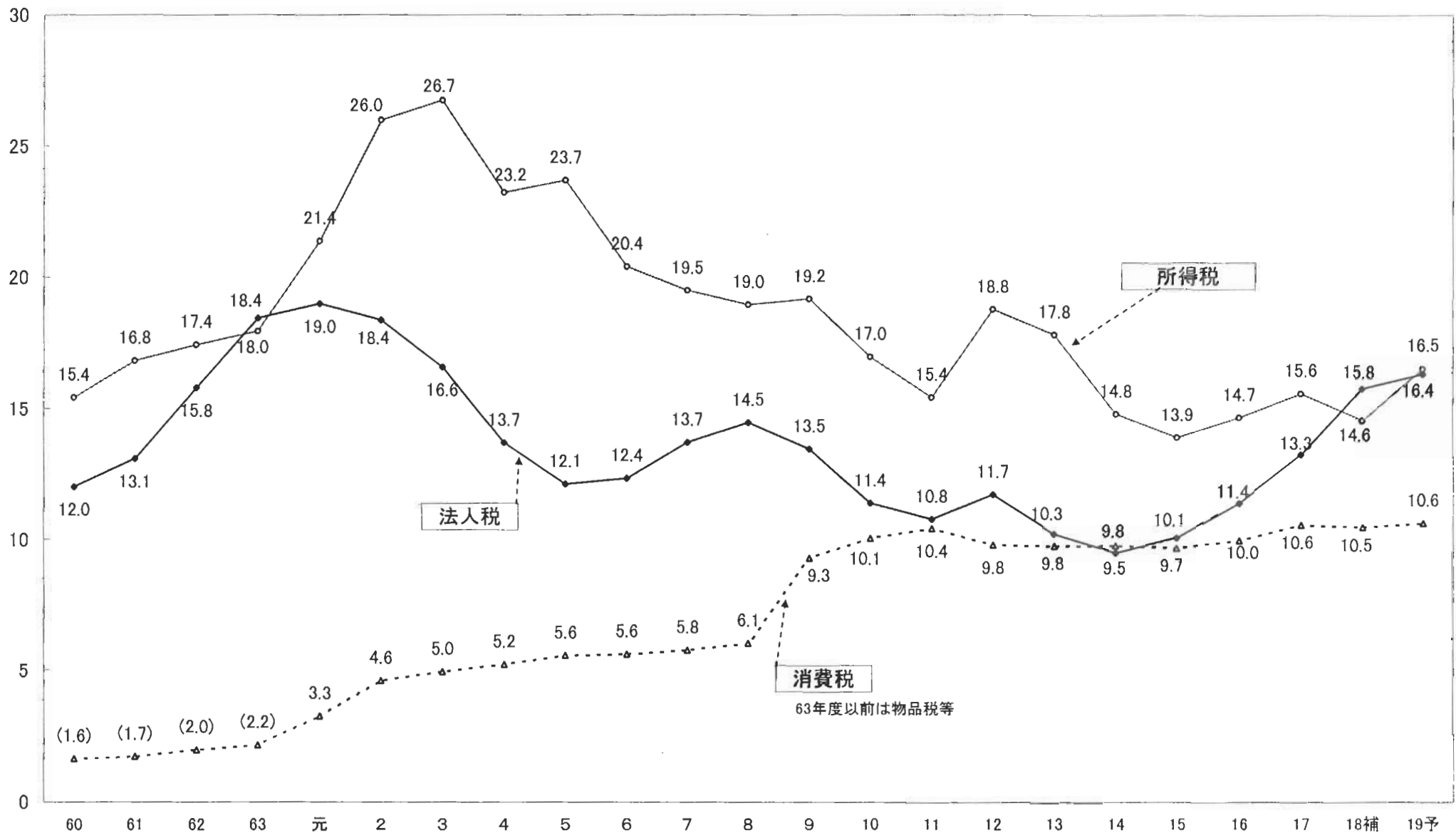


歳出に占める税収の割合 (%)

58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18(補)	19(予)
63.9	67.8	72.1	78.1	81.1	82.7	83.4	86.8	84.8	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4	60.5	64.5

主要税目の税収(一般会計分)の推移

(兆円)

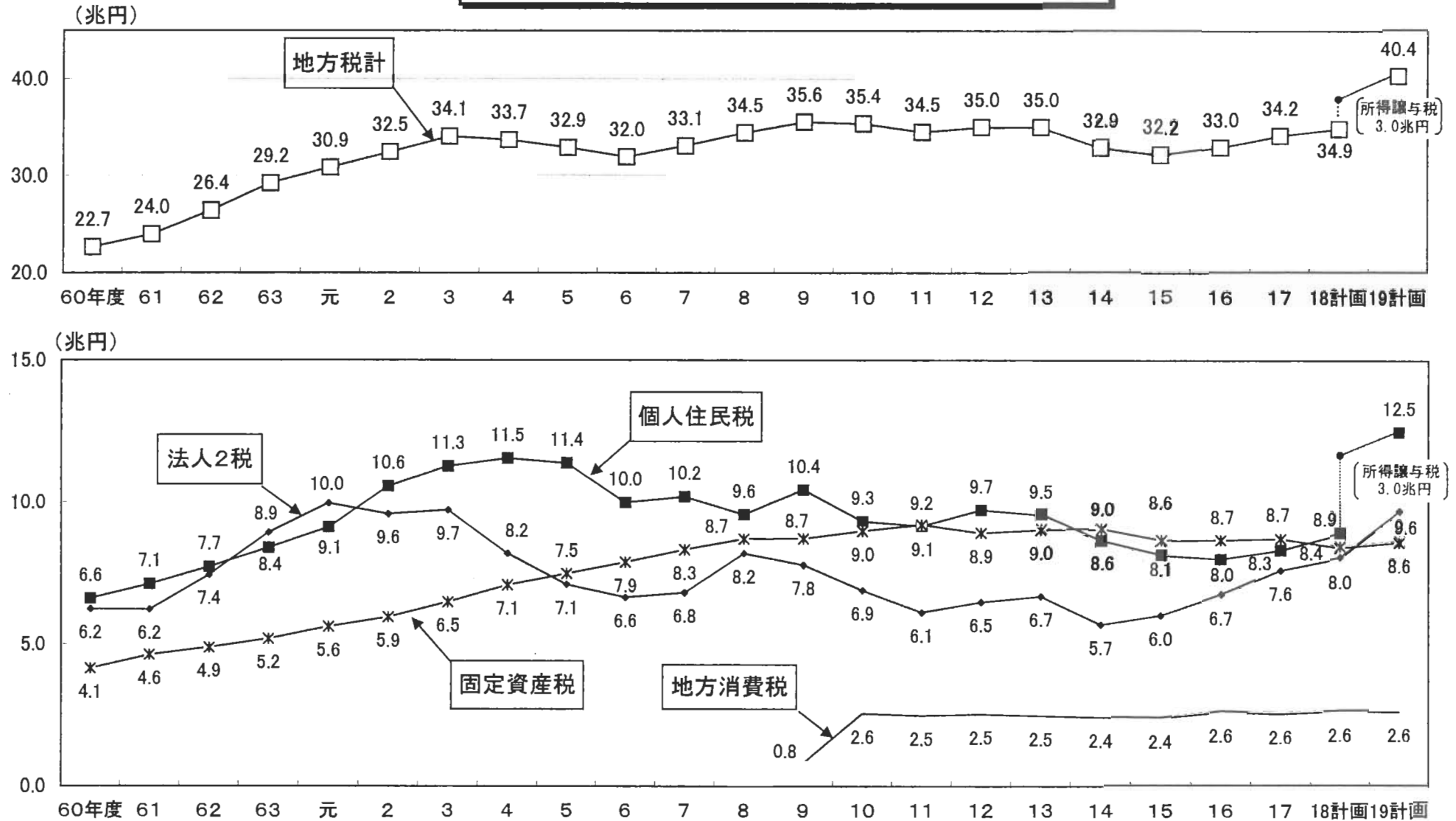


(備考) 1. 17年度以前は決算額、18年度は補正後予算額、19年度は予算額(案)である。

2. 所得税は、所得譲与税による税源移譲(16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円)及び税源移譲に伴う減税(18年度△0.4兆円、19年度△3.1兆円)後の計数である。

(年度)

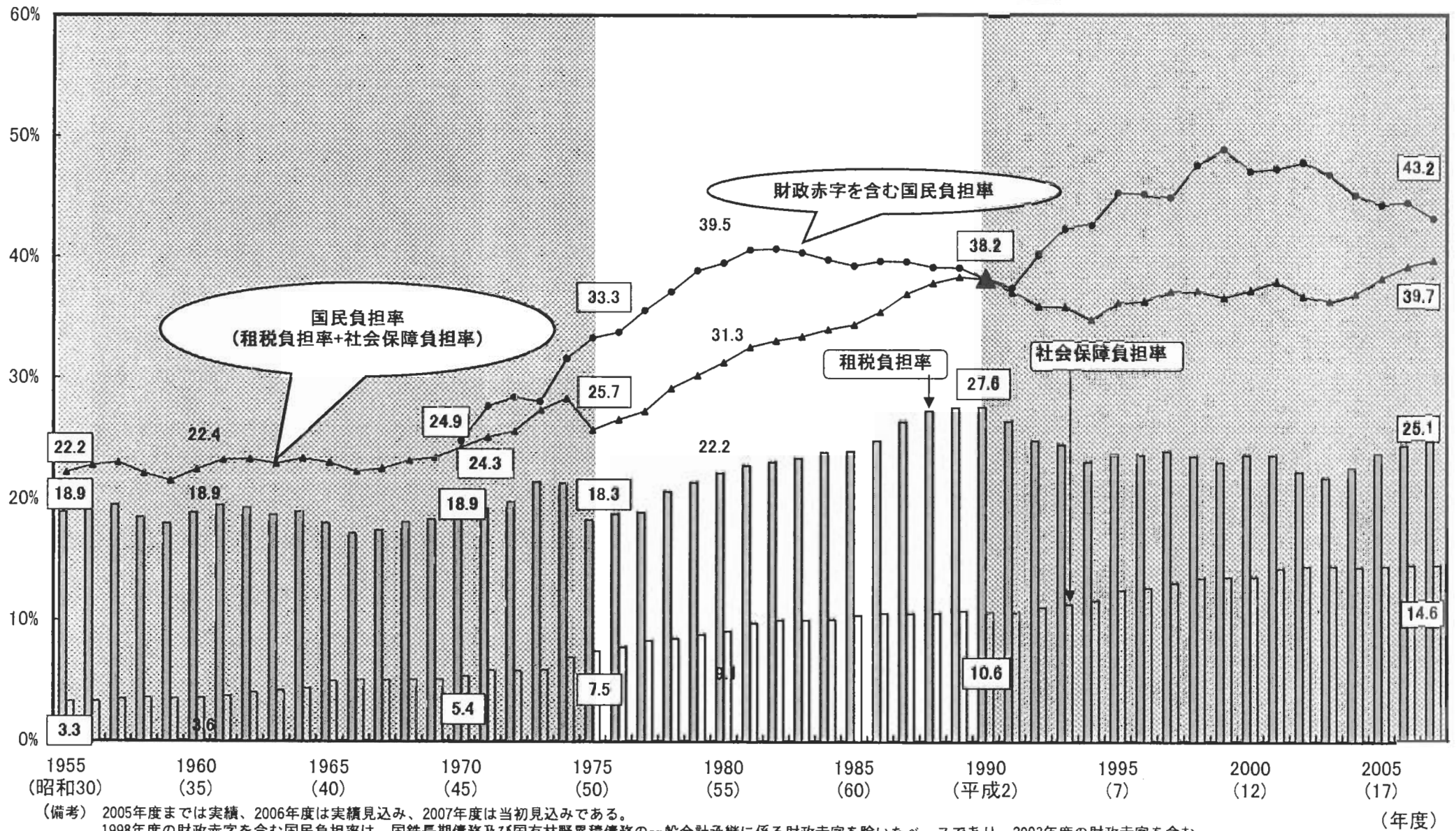
地方税収入の推移（地方財政計画額ベース）



(備考) 1 平成17年度までは決算額(超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース)、18年度及び19年度は地方財政計画額である。

2 「個人住民税」は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

国民負担率と財政赤字(対国民所得比)の推移



シャウプ勧告の主な内容（抄）

【昭和 24 年 9 月】

1. 所得税の見直し

- ①課税単位の変更（同居親族合算課税→所得稼得者単位課税）
- ②包括的な課税ベースの構成（キャピタル・ゲインの全額課税、利子の源泉選択課税廃止）
- ③最高税率の引下げ（20%～85%、14 段階→20～55%、8 段階）

2. 法人税率の見直し

- ①単一税率の導入〔法人普通所得（35%）・超過所得（10～20%）→35%単一税率〕
- ②所得税との二重課税の調整の促進〔配当税額控除（15→25%）、留保利益に利子付加税〕

3. 事業用固定資産の再評価

- ・時価で再評価し、再評価益に対しては6%で課税

4. 相続税・贈与税の見直し

- ①両税の一本化（累積課税方式の採用、遺産取得課税への移行）
- ②税率の引上げ（10～60％、19段階→25～90％、14段階）

5. 富裕税の創設

- ・ 500 万円超の純資産に対し、0.5～3％の累進税率で課税

6. 間接税の見直し

- ・ 織物消費税の廃止、取引高税の条件付（歳出削減）廃止、物品税の税率引下げ等

7. 申告納税制度の整備等

- ・ 青色申告制度の導入、協議団の創設等

8. 地方税体系の整備と地方税財源の強化

- ①地方税総額の確保及び地方独立税の原則
- ②住民税の見直し（市町村財源としての位置づけの強化）
- ③事業税の見直し（道府県税として附加価値税の創設）
- ④地租、家屋税、船舶税等の償却資産課税の見直し（市町村税として固定資産税の創設）

抜本的税制改革

【昭和 62 年 9 月】

【昭和 63 年 12 月】

1. 基本的考え方

- 所得水準の上昇・平準化が著しい中、所得課税の累進度が強いこと、様々な特別措置が講じられていること、課税所得の捕捉にアンバランスがあること等のため、サラリーマンの重税感・不公平感が募っている。
- 現行の個別消費税には課税品目や税負担にアンバランスが目立ち、消費の多様化・サービス化に対応できていない。
- 経済取引が国際化する中で、国際的に高い水準にある法人税率が看過できなくなっている。
- 今後の高齢化の進展を踏まえた税制の構築が求められている。

(税制改革についての中間答申(昭和 63 年 4 月)より)

2. 主な改正事項

(1) 所得税・個人住民税

○税率構造の累進緩和

- ・ 62 年 9 月改正【所得税】 10.5～70%、15 段階 → 10.5～60%、12 段階
【個人住民税】 4.5～18%、14 段階 → 5～16%、7 段階
- ・ 63 年 12 月改正【所得税】 10～50%、5 段階へ
【個人住民税】 5～15%、3 段階へ

○諸控除の引上げ

- ・ 基礎控除、配偶者控除、扶養控除の引上げ(それぞれ、所得税 33 万円→35 万円、個人住民税 28 万円→30 万円)
- ・ 配偶者特別控除の創設
- ・ 特定扶養控除の創設

(2) 法人税

○税率の引下げ

平成元年 4 月 1 日～ 42%→40% (経過税率)

平成 2 年 4 月 1 日～ 37.5%へ

(3) 消費税等

○消費税の創設

- ・税率 3%

- ・中小事業者に対する特例措置

 - 事業者免税点制度 (適用上限 3000 万円)

 - 簡易課税制度 (適用上限 5 億円)

 - 限界控除制度 (適用上限 6000 万円)

○個別間接税制度の整理・合理化

- ・物品税、電気税、ガス税等の廃止、料理飲食等消費税等の見直し

- ・酒税・たばこ税を従量税に一本化等

○消費譲与税の創設

- ・消費税収の 1/5 を地方へ譲与

(4) 資産課税

○相続税の減税

- ・税率構造の累進緩和 (最高税率の引下げ 75%→70%)

- ・基礎控除の引上げ (2000 万円+400 万円×法定相続人数 → 4000 万円+800 万円×法定相続人数)

- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例の拡充 (事業用 40%減 → 60%減 、居住用 30%減 → 50%減)

○課税の適正化等

- ・利子課税の見直し (マル優等の原則廃止、源泉分離課税の導入)

- ・株式等の譲渡益の原則課税化 (源泉分離課税と申告分離課税の選択制の導入)

- ・有価証券取引税の税率引下げ ((例)投資家の株の譲渡 0.5%→0.3%)

税制改革の骨格(63年度当初予算ベース)

(昭和63年12月)

(国税・地方税)

(単位: 兆円)

減 収		増 収 等	
直接税の減税	5.8	課税の適正化等	1.2
個人所得課税減税	3.3		
相続税減税	0.7		
法人減税	1.8		
既存間接税の廃止等	3.4	消費税の創設	5.4
		差引純減税	2.6
合 計	9.2	合 計	9.2

- (注) 1. 計数は、国税、地方税の合計額である。
 2. 法人減税1.8兆円には、少額減価償却資産の損金算入限度の引上げによる減収額0.1兆円を含む。
 3. 課税の適正化等1.2兆円には、法人の配当軽課税率の廃止・外国税額控除制度の見直し等による増収額0.3兆円及び税制改革期間中における課税ベースの拡大等による増収見込額0.3兆円を含む。
 4. 衆議院における修正後の計数である。

税制改革についての中間答申—要約—（抄）

昭和 63 年 4 月 28 日
税制調査会

第一 基本的考え方

1 税制改革の必要性

- (1) 昭和 25 年のシャープ勧告を原点とする現行税制には、様々なゆがみが目立ちだしているが、これらのゆがみは、現行税制が経済・社会の変化に対応しきれていないことによる両者の間の不整合に起因している。

過去数十年間の所得水準の上昇・平準化には著しいものがあるが、我が国の所得課税は、その累進度がかかなり強いこと、様々な特別措置が講じられていること、課税所得の捕捉にアンバランスがあること等のため、給与所得に税負担が偏り、サラリーマンの重税感・不公平感が募ってきている。

また、最近においては地価高騰や証券市場の動向を反映し土地、株式等の資産に対する負担のあり方について社会的関心が高まっているが、資産所得に対する課税が必ずしも十分でないことが税制に対する不満を一層高めている。他方、昭和 50 年以來見直しが行われていない相続税については負担の軽減を求める声が強くなっている。

消費に対する課税の現状をみても、税収のウエイトが著しく低下する中で、現行の物品税等の個別消費税には課税品目や税負担にアンバランスが目立ち、最近における消費パターンの多様化やサービス化の進展の実態に対応しきれていない。また、個別消費税のみに依存する間接税制度は、今や我が国以外の先進国には例がみられず、諸外国との制度の相違が、酒税に象徴されるように対外的な摩擦を惹き起こしている。

経済取引が国際化している中で、法人税率が国際的にみて高水準であることも、企業の活力維持という面で、もはや無視しえなくなっていると言えよう。

以上のような現行税制のゆがみを放置する場合には、サラリーマンを中心とする納税者の重税感・不公平感は一層深刻化し、また、税制の経済活動に対する中立性が損なわれ、ひいては税制への国民の信頼そのものが揺らいでしまうおそれがある。今や単なる減税政策ではなく、現行税制の部分的な手直しを超えた税制全般にわたる制度の改革が求められている。

- (2) さらに、中長期的視点から 21 世紀を展望しつつ我が国経済・社会の変貌、それに対応する税制のあり方を考えると、今後、人口の高齢化が進展する状況の下で、現行制度のままでは、社会保障負担や勤労所得に対する税負担の増大が予想され、納税者の重圧感・不公平感は深刻化し、勤労意欲や納税意欲が阻害されかねない。

また、経済の国際化が一層進展する中で、現行の法人課税、消費課税制度等を放置すれば、経済の空洞化を生じたり、対外的な摩擦が深刻化したりするおそれがある。

以上のような事態を避け、今後の経済・社会の変貌、国際的責任の増大等に十分対応しうるためにも、国民が公平感をもつて納税しうるような安定的かつ信頼感のある税制を構築することが求められている。

2 望ましい税体系のあり方

- いかなる税目もそれぞれの長所を有する反面、何らかの問題点を有するので、税収が特定の税目に依存しすぎる場合には、その税目の抱える問題点が増幅される。したがって、税体系において、所得・消費・資産等に対する課税を適切に組み合わせる必要がある。

- 税体系における所得・消費・資産等の課税の比重は、あらかじめ望ましい割合を決められるものでなく、その時々税制の仕組み、経済諸活動の推移に応じて変化するものである。過去の変化をみると、税体系の中で消費課税の比重が低下し、給与所得をはじめとする個人の稼得所得に負担が偏ってきた結果、納税者の重税感・不公平感が高まっている。

所得課税は、所得水準に応じ累進的な負担を求めることができ、垂直的公平に資するが、把握の状況如何によつては、実質的に公平が確保できない場合も生じうる。同じ額の所得であつても、税負担に差異を生ずるという水平的公平上の問題である。他方、消費課税は、累進的な負担を求めにくい、所得把握の状況如何によらず、消費の大きさに応じ比例的な負担を求めることができ、水平的公平に資する点が指摘される。近年、水平的公平への関心が高まっているが、過去の所得課税と消費課税との比重の変化により、税制全体としては、水平的公平を確保する側面が弱まってきたということが出来る。

税体系において所得課税は引き続き基幹的役割を果たすべきものと考えられるが、税制改革に当たっては、所得課税において負担の公平を図るとともに、税体系全体として実質的な負担の公平に資する見地から、所得課税を軽減し、消費にも応分の負担を求め、資産に対する負担を適正化すること等により、国民が公平感をもつて納税しうるような税体系を構築することが必要である。

- 改革案については、税体系における所得・消費・資産等のバランスを図る上から、その全体像を明らかにし、一体として改革案の成立を図り、適切にそれを実施する必要がある。

3 税制改革に当たつての基本的考え方

(1) 税制改革の基本原則

- 税制改革に当たつては、最も基本的な理念として、公平、中立及び簡素の基本原則に従うとともに、社会共通の費用を広く薄く分かち合う視点が重要である。

(2) 税制改革と行財政

- 税制が国民の理解と信頼を得るためには、税の使途、即ち行財政が効率的に運営されなければならない。従来より行財政改革が推進されてきたところであるが、我が国財政は依然として極めて厳しい状況にある。こうした財政状況に顧みれば、今回の税制改革が後代に負担を残すようなものであつてはならず、また、行財政改革は引き続き強力に推進する必要がある。

一方、今回の税制改革は、所得・消費・資産等の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築することを目指すものであり、全体としての租税負担率の上昇を目指して行われるべきものではない。

- 高齢化社会の進展等に伴い、中長期的には租税負担率と社会保障負担率を合わせた国民の負担はある程度上昇していくものと予想されるが、その場合でも、その上昇は極力抑制していく必要がある。
- 今回の税制改革については、低所得者に対していわゆる逆進的な影響をもつのではないかと懸念が国民の間にみられる。この点については、中低所得者層の所得課税負担の大幅な軽減、社会保障支出の水準の適切な設定等、税、財政全体を通じ配慮することが適当である。
- 国・地方間の税源配分のあり方は、広範な問題と関連しており幅広い観点から検討すべきものであるが、改革に伴う税収の変動によつて国及び地方団体の財政運営に基本的に影響を与えることのないよう配慮することが適当である。

税制改革

【平成 6 年 11 月】
(下線部は 6 年 3 月改正)

1. 基本的考え方

・本格的な高齢化社会の加速・進展、中堅給与所得者層を中心とした負担の累増感の高まりといった新たな状況に対応し、「公正で活力のある高齢化社会」の実現に向けて、税制の総合的な見直しが必要
(今後の税制のあり方についての答申(平成 5 年 11 月)より)

2. 主な改正事項

(1) 所得税・個人住民税

○制度減税

- ・累進構造の緩和(所得税率 20%のブラケットを中心に拡大)
- ・個人住民税所得割の税率適用区分の見直し
- ・基礎控除、配偶者控除、扶養控除の引上げ(各々、所得税 35 万円→38 万円、個人住民税 31 万円→33 万円)
- ・給与所得控除の拡充(控除率(40,30,20%)の適用対象範囲の引上げ)

○特別減税

(平成 6 年)

- ・所得税：20%の定率減税(上限 200 万円)、個人住民税：20%の定率減税(上限 20 万円)

(平成 7 年・8 年)

- ・所得税：制度減税後の税額から 15%の定率減税(上限 5 万円)
- 個人住民税：制度減税後の税額から 15%の定率減税(上限 2 万円)

(2) 消費税 (平成9年4月より実施)

○税率引上げ

- ・ 3%→4% (創設された地方消費税と合わせ5%)

○地方消費税の創設

- ・ 地方消費税 (1%) を創設
- ・ 消費譲与税の廃止

○中小事業者に対する特例措置の縮減等

- ・ 事業者免税点制度 (資本金 1000 万円以上の新設法人は不適用)
- ・ 簡易課税制度 (適用上限 4 億円→2 億円)
- ・ 限界控除制度の廃止
- ・ 仕入税額控除制度 (帳簿方式→請求書等保存方式)

(3) 相続税

- ・ 税率構造の累進緩和 (13 段階→9 段階)
- ・ 基礎控除の引上げ
(4800 万円+950 万円×法定相続人数 → 5000 万円+1000 万円×法定相続人数)
- ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例の拡充
(事業用 70%減、居住用 60%減 → 特定の事業用・居住用 80%減)

税制改革による増減収等の姿

(平成6年11月)

所得税等による減収額	▲3.8兆円
所得税・個人住民税の恒久減税 平成6年度改正における相続税減税 ▲3.5兆円 ▲0.3兆円	
消費税の改革	+0.3兆円
消費税率引上げ、地方消費税の創設(合わせて3%→5%)による純増収額 (増収額－政府負担の消費税増加分=4.8－0.7兆円)	+4.1兆円
政府負担の消費税増加分のうち 公債発行額により得るもの	+0.4兆円
つなぎ公債の償還財源	▲0.5兆円
社会保障関係	▲0.5兆円
年金等の物価スライド 社会福祉	▲0.1兆円 ▲0.4兆円
合計	0.0兆円

(注)平成6～8年(度)分の特別減税の減収額は上記計数に含まれていない。

(国・地方合わせて、6年(度)分▲5.5兆円、7年(度)分▲2.0兆円、8年(度)分▲2.0兆円)

今後の税制のあり方についての答申(抄)

―「答申」の要約―

平成5年11月19日
税制調査会

第一 基本的考え方

1 なぜいま税制の総合的な見直しが必要なのか

- 先般の抜本改革は、所得水準の上昇・平準化、消費の多様化・サービス化等の経済社会状況の変化を踏まえ、公平・中立・簡素の基本理念に基づき、社会共通の便益を賄うための基礎的な負担はできるだけ国民が広く分担し合うことが望ましいとの考え方の下に、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築を目指すものであった。抜本改革から5年を経過した現在においても、この考え方は基本的に支持しうるものである。
- 先般の抜本改革以後の経済社会の推移を見ると、
 - ① 平成7年には生産年齢人口比率が低下し始め、21世紀初めには高齢化の水準は主要国に例を見ない状況になると予測されているなど、本格的な高齢化社会は私たちの足許から加速、進展しており、
 - ② 一方で、先般の抜本改革において個人所得課税の累進構造の緩和が図られたが、最近、中堅給与所得者層を中心として、負担の累増感が強まってきている。

このような新たな状況に対応し、「公正で活力ある高齢化社会」の実現に向けて、税制の総合的な見直しに取り組むことが緊要な課題となっている。

2 どのような考え方で総合的見直しを進めるのか

(1) 税負担の公平の確保

- 税制に対する国民の信頼の基礎として最も重要なものは税負担の公平であり、制度、執行の両面において納税者の立場に立って実質的な公平を確保することが強く求められている。
- 個人所得課税は、今後とも我が国の税体系の中で基幹的役割を果たすべきものと考えられるが、税体系全体として実質的な負担の公平を高めるためには、消費課税のウエイトを高め、所得・消費・資産等の間でバランスをとることにより国民は公平感を持って納税しうような税体系を構築していくことが必要である。
- 所得・消費・資産等のバランスの観点からは、資産課税の適正化も重要である。資産性所得を含め資産に対する課税は先般の抜本改革以降、かなり充実してきている。
- いわゆる「不公平税制」の是正への取組みについては、適正・公平な課税を実現するために制度、執行両面において特段の努力を払うことが必要であり、今後とも、広範な角度から最大限の努力を重ねていくことが極めて重要である。

(2) 行財政改革の推進

- 税制が国民の理解と信頼を得るためには、税の使途、すなわち行財政が効率的に運営されることが是非とも必要である。国民負担率の上昇はできる限り抑制すべきであり、従来にも増して歳出の節減合理化その他行財政全般にわたる思い切った改革を推し進めていくことを強く期待したい。

(3) 見直しの視点(基本的考え方)

- ① 高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らないよう、世代を通じた税負担の平準化(個々人にとっては、ライフサイクルを通じた税負担の平準化)を図り、社会全体の構成員が広く負担を分かち合う税制を目指す。

(世代を通じた税負担の平準化)

我が国は全体として経済的に豊かな社会を実現し、従来社会的弱者というイメージで捉えられてきた高齢者の経済状況も平均的に見れば改善が進んでいると考えられる。一方で、個人所得課税のウエイトの大きい現行の税体系の下では、税負担の大半を勤労世代が担っている。

平均寿命の延びや出生率の低下に伴い、勤労世代の人口が相対的に減少してきていることを考えると、今後とも国民負担の増加に応じて、勤労世代の直接的な負担がますます増大し、負担意欲や公平感、ひいては勤労意欲が

阻害され、経済社会の活力や安定性が弱まっていくことにもなりかねない。

こうした状況を考慮すると、高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らず、高齢者をも含めた社会の負担可能な構成員がその能力に応じて広く分かち合うよう、世代間で税負担を平準化していくことが必要である。

(ライフサイクルを通じた税負担の平準化)

勤労者のライフサイクルにおける税負担の状況を見ると、収入は年齢とともに次第に増加していくが、現行の累進的な所得課税の下では、所得の増加につれて税負担もかなりのテンポで増加する。一方で、個人のライフサイクルを通じた経済行動としては、所得(収入)水準は年齢に応じあるいは年によって相当程度変動するが、これに比べれば消費支出の水準は一生を通じ比較的安定している。したがって、消費に応じた課税は、課税の時期を所得の稼得段階から所得の支出段階にシフトさせることにより、ライフサイクルを通じた税負担の平準化につながる。

② 高齢化社会においても安定的な経済成長を持続させるため、国民一人一人がその活力を十分発揮することのできる税制を目指す。

(国民一人一人の活力が十分発揮される税制)

高齢化社会を支えていくためには、安定的な経済成長を持続していくこともまた重要である。そのためには、国民一人一人がその活力を十分発揮することができるよう個人所得課税の累進構造を緩和することなどにより、個人の労働と余暇の選択に対して中立的な税制を構築していくことが必要である。

③ 安心して暮らせる高齢化社会を構築するため、社会保障などの公共サービスを適切に提供しうる安定的な 税収構造を目指す。

(安定的な税収構造)

高齢化社会において活力が維持されるためには、一方で、経済社会の安定が確保され、国民が安心して社会生活や経済活動を営むことができることが重要である。このためには、社会保障制度や社会資本等の公共サービスが適切に提供されることが必要であるが、高齢化の進展に伴う社会保障などの財政需要の増大に適切に対応しうるような安定的な税収構造を目指すべきである。

(略)

4 地方税のあり方

(1) 地方税の意義

- ① 国民の税負担のあり方に関わる問題としては、国税・地方税をあわせて総合的に検討する必要があるが、他方、地方税のあり方を検討するに当たっては、3,200 余の個々の独立した地方団体における住民生活に密着した行政需要を賄うための財源を確保するものであること、我が国の地方自治のあり方に深く関わっていることなど、地方税独自の要素を十分踏まえる必要がある。
- ② 住民生活に密着した地方行政が地方団体とその住民の責任において円滑に行われ、住民の付託にこたえられるようにするためには、納税者が身近なところで税を納め、それがどう使われているのかを監視していくことが重要である。このことが、受益と負担の意識を高めることとなると考えられるからである。こうした意味において、地方税は、我が国地方自治の基盤であることを強調しておきたい。
- ③ 先般も衆参両議院で地方分権の推進に関する決議がなされ、また臨時行政改革推進審議会の最終答申において地方分権の推進と地方自治の確立を政府に求めるなど、国・地方の関係を見直し、地方分権を推進することは今や時代の大きな要請となっている。この意味からも、今後とも地方税の充実確保を図る必要がある。
- ④ なお、国・地方の税財源配分のあり方は、国・地方を通じる行政事務配分や財政制度全体のあり方等広範な問題とも深い関連を有しているものであり、現行制度の枠組みを基本としてその審議を進めたが、地方分権の進展に伴い、今後、国・地方の事務配分の見直しが行われる場合には、それに対応した地方税制の見直しも行う必要がある。

「今後の税制のあり方についての答申」の考え方

<経済社会の推移>

高齢化の加速・進展、所得水準の上昇・平準化、経済のストック化、消費の多様化、サービス化、国際化等

公正で活力ある高齢化社会を目指した税制のあり方

税負担の公平の確保

行財政改革の推進

世代を通じた税負担の平準化
ライフサイクルを通じた税負担の平準化

国民一人一人の活力が
十分発揮される税制

安心して暮らせる高
齢化社会を構築する
ための安定的な税収
構造

所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築

所得課税

個人所得課税

- 税率構造の累進緩和。
・税率の適用所得の幅の大幅な拡大
・最高税率を50%程度を目途に引下げ
- 消費税率の引上げが併せて行われる場合には、少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮。
- 給与所得控除の引上げ。

法人所得課税

- 課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといふ基本的方向に沿って、幅広い視点から検討。

消費課税

消費税

- 中小事業者に対する特例措置について公平性と簡素性とのバランスに配慮しながら見直し。
- 単一税率を基本として、税率を引き上げ、消費課税のウェイトを高める。
- 仕入税額控除について請求書等保存方式を検討。

資産課税等

- 資産性所得への課税を含め適正化が順次図られてきた。
- 相続税について、状況変化を踏まえた所要の措置を講ずる。
- 資産性所得の総合課税と納税者番号制度については検討を一層深める。

- 真に援助を必要とする人々に対しては社会保障等を通じてきめ細かな配慮。

法人税制改革

【平成 10 年度改正等】

1. 基本的考え方

- ・経済構造改革が行われる中で、税の中立性を高め、企業活力と国際競争力を維持するための法人税制改革の実施
- ・企業経営環境の変化への対応（平成 10 年度の税制改正に関する答申（平成 9 年 12 月）等より）

2. 主な改正事項

（１）税率の引下げ（平成 10 年度、11 年度改正）

法人税 37.5%→34.5%→30%、法人事業税 12.0%→11.0%→9.6%

（２）課税ベースの適正化（平成 10 年度、14 年度改正）

引当金の廃止（賞与引当金、製品保証等引当金、退職給与引当金等）・見直し（貸倒引当金）、受取配当等の益金不算入制度の見直し 等

（３）金融商品に対する時価評価等の導入（平成 12 年度改正）

企業会計における金融商品に対する時価評価の導入に対応し、法人税において時価評価等を導入したもの

（４）企業組織再編税制の創設（平成 13 年度改正）

柔軟な企業組織再編成を可能とする商法改正等に対応したもの

（５）連結納税制度の創設（平成 14 年度改正）

企業グループの一体的経営が急速に進展しつつある実態に対応し、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度を創設したもの

第1章 基本的考え方

四 課税ベースの拡大と税率の引下げ

2. 課税ベースの見直し

（1）社会経済情勢の変化と税制に対する要請

（ア）現行の法人税制は、昭和 40 年に行われた法人税法の全般的な法整備を基礎としている。その後、法人税制については、社会経済情勢に則して随時改正がなされてきたものの、全般的な見直しは行われてきていない。しかし、近年の社会経済情勢の変化や税制に対する新たな要請を踏まえ、全般的な点検が必要となっている。

（イ）近年の社会経済情勢の変化として、以下の点を挙げることができる。

- a. 経済の国際化、自由化が進展する中で、国の内外における競争が激化している。企業経営の多角化、国際化が進み、クロスボーダー取引の拡大・多様化が進んでいる。
- b. 金融取引が多様化、複雑化し、スワップ、オプション等のデリバティブ取引等新しい形態の取引が生じている。また、資本市場の国際化に伴い、情報開示の必要性が高まってきている。
- c. 我が国の経済構造の硬直化、停滞が指摘される中で、経済社会構造の改革の推進、新規企業・産業の創出が求められている。
- d. 我が国の大法人を中心とした法人のあり方については、変化の兆しはみられるものの、株式の持合いや、株主よりも経営者や従業員により構成される「組織」を重視した行動様式が依然強くみられる。一方、「会社人間」と言われる状況への反省が指摘されたり、雇用の流動化や年俸制の導入など新しい動きが一部でみられている。
- e. 我が国の企業会計の分野においても、時価基準や連結財務諸表のあり方について検討が進められている。また、経済実態に即した処理や会計の選択制の抑制にも配慮した国際会計基準の議論の進展がみられている。

(ウ) 税制に対する要請として、以下の点が指摘できる。

- a. 経済社会構造の改革の必要性が指摘される中で、法人課税についても、企業間・産業間に中立的で経済活動に対する歪みができる限り少ないものとすることが、より一層重要となってきている。
- b. 近年、企業行動や行政の透明性の確保、納税者の視点に立った行政の重要性などがこれまで以上に要請されている。国民の税をみる眼も厳しくなっており、税負担の公平・公正や税制の透明性・明確性を求める声が一段と強くなってきている。
- c. 退職金制度やフリンジ・ベネフィットの存在など、我が国独特のライフスタイルや企業慣行、労使慣行を、法人課税制度が助長してきたのではないかと指摘もある。経済の国際化の下、様々な面で「日本的なシステム」が問い直されており、こうした観点からも、法人課税の見直しが求められている。
- d. 経済の国際化が進展する中で、租税回避の機会も拡大しつつあり、これへの的確な対処が必要となっている。

平成 10 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 9 年 12 月 16 日
税制調査会

一 検討に当たっての視点とその背景

1 平成 10 年度税制改正をとりまく環境

(1) 経済社会の構造改革にどう対応するのか

わが国経済社会の潮流は、加速的に変化しつつあります。少子・高齢化は予想を上回る速度で進展しています。グローバル化・情報化が進む中で、産業構造の転換が求められており、金融システムは市場の競争原理の下で大きな変革が迫られています。

こうした中で、昨年来、橋本内閣においては、活力ある 21 世紀に向けて、行政改革、財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革及び教育改革の「6つの改革」が推進されています。当調査会は、本年 1 月に「これからの税制を考える」をとりまとめて、経済社会の構造変化に臨んでの税制の望ましい姿や選択肢を提示しました。戦後 50 年間、わが国を支えてきた経済社会システムが、今やわが国の活力ある発展を妨げる面もあるという認識の下、「6つの改革」が一体的に実現されることを政府に強く要請します。

税制は、公的サービスの財源調達手段であり、国民生活や企業活動の基盤をなすものとして安定性が重視される一方で、「公平・中立・簡素」の基本的考え方に基づきつつ、経済社会の構造変化に適切に対応していくことが求められています。これまでも、このような観点から、昭和 63 年前後の抜本改革や平成 6 年の税制改革などが実施されており、税制は時代の変化に応じて大きく変わってきています。平成 10 年度税制改正においても、更に法人税制や金融関係税制などについて、経済構造改革や金融システム改革などの諸改革に、時機を失することなく対応していくことが重要と考えています。

（略）

二 平成 10 年度税制改正の課題

1 経済構造改革と法人税制改革

(1) 法人税制改革をなぜ実施するのか

わが国が経済構造改革を進めていくに当たっては、様々な分野での規制緩和を通じて新規産業の創出や企業活力の発揮を促していくことが重要です。法人課税についても、経済活動に対する税の中立性を高めることにより企業活力と国際競争力を維持する観点から、税率と課税ベースの両面にわたる検討を行ってきました。

（以下略）

恒久的な減税等

【平成 11 年度改正】

1. 基本的考え方

- ・ 著しく停滞した経済活動への緊急的対応
- ・ 将来の個人所得課税、法人課税の抜本的な改革を一部先取り
(平成 11 年度の税制改正に関する答申 (平成 10 年 12 月) 等より)

2. 主な改正事項

(1) 恒久的な減税

○所得税・個人住民税

- ・ 最高税率の引下げ

所得税：50% (課税所得 3000 万円超) → 37% (同 1800 万円超)

税率区分 5 段階 → 4 段階

個人住民税：15% (課税所得 700 万円超) → 13% (同)

- ・ 定率減税

所得税：20%の定率控除 (上限 25 万円)

個人住民税：15%の定率控除 (上限 4 万円)

○法人課税

- ・ 税率の引下げ

法人税：34.5% → 30%

法人事業税：11.0% → 9.6%

(2) 住宅・土地税制

○住宅ローン減税の実施

- ・住宅ローン年末残高 5000 万円以下の部分について、15 年間にわたり 1 %～0.5%の控除率で税額控除

○土地税制

- ・個人長期譲渡所得 一律 20%(国・地方合わせて 26%)

(3) 金融関係税制

○有価証券取引税、取引所税の廃止

○上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度を、経過措置を講じた上で廃止

(4) 消費税の福祉目的化

平成 11 年度予算以降、消費税収(国分)の使途を基礎年金、老人医療及び介護に限定し、その旨を予算総則に明記

平成 11 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 10 年 12 月 16 日
税制調査会

二 平成 11 年度税制改正の諸課題

1 恒久的な減税

(1) 位置づけと具体化に当たっての基本方針

今回の恒久的な減税は、期限を定めないで6兆円超という大規模な減税を行うものであり、全体として景気に最大限配慮したものと位置づけられます。

また、個人所得課税の最高税率については、当調査会の累次の答申において、課税ベースの拡大や他の税目による財源の確保を検討しながら、50%程度へ引き下げることが適当であるとされていました。

法人課税については、平成 10 年度税制改正において、法人税の課税ベースの適正化を図りつつ基本税率を3%ポイント引き下げました。また、法人事業税については、基本税率を1%ポイント引き下げました。今後は、事業税における外形標準課税の検討が法人課税の実効税率の議論にもつながることを念頭に置きながら、法人課税の実効税率のあり方について検討を進めることが適当とされていました。

以上のような点を踏まえれば、今回の減税のうち、個人所得課税の最高税率及び法人課税の実効税率の国際水準並みへの引下げは、将来の税制の抜本的改革を一部先取りしたものであり、将来の抜本的改革へのいわば“架け橋”としていかなければならないものと考えます。

このような今回の減税の位置づけに鑑み、その具体化に当たっては、景気に最大限配慮するとしても、将来取り組むべき抜本的な税制改革の妨げとならないようにするという観点が重要となります。

また、現在基本問題小委員会及び地方法人課税小委員会において進められている将来のあるべき税制についての議論は更に精力的に進めていく必要があります。

○経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律

(平成十一年三月三十一日法律第八号)(抄)

(趣旨)

第一条 この法律は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する個人及び法人の所得課税（法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）の制度を構築することが国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、その一環として、これらの事態に対応して早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置を講ずるため、個人及び法人の所得課税の在り方について、税負担の公平の確保、税制の経済に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、この法律が施行された後の我が国経済の状況等を見極めつつ抜本的な見直しを行うまでの間、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の特例を定めるものとする。

あるべき税制の構築

【平成 15 年度改正等】

1. 基本的考え方

- ・ 少子高齢化、グローバル化の進展といった構造変化に対応し、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた施策を実施
(あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）より)

2. 主な改正事項

(1) 平成 15 年度改正

○法人課税

- ・ 研究開発・設備投資減税の集中・重点化
- ・ 試験研究費の総額に対する税額控除制度の創設
- ・ IT 投資促進税制の創設

○法人事業税

- ・ 法人事業税における外形標準課税の創設（平成 16 年度から実施）
- ・ 付加価値割（0.48%）と資本割（0.2%）を導入
- ・ 所得割の税率引下げ（9.6%→7.2%）
- ・ 資本金が 1 億円を超える法人に適用

○相続税・贈与税

- ・ 最高税率の引下げ（70%→50%）、税率構造の見直し（相続税：9 段階→6 段階、贈与税：13 段階→6 段階）
- ・ 相続税・贈与税の一体化措置（相続時精算課税制度）の創設

○金融・証券税制の見直し

- ・ 上場株式等の配当等について 20%（当初 5 年間は 10%）の源泉徴収のみで完了する仕組み（申告不要制度）の導入

○所得税・個人住民税

- ・配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止

○消費税（平成 16 年 4 月より実施）

- ・中小事業者に対する特例措置の見直し
- ・事業者免税点制度（適用上限 3000 万円→1000 万円）
- ・簡易課税制度（適用上限 2 億円→5000 万円）
- ・総額表示の義務付け

（2）平成 16 年度改正

○住宅・土地税制

- ・住宅ローン減税の延長・重点化
- ・土地譲渡益に対する税率の引下げ、損益通算の廃止 20%（国・地方合わせて 26%）→15%（同 20%）

○法人課税

- ・欠損金の繰越期間を 5 年から 7 年に延長

○所得税・個人住民税

- ・年金課税の適正化
- ・公的年金等控除の 65 歳以上の上乗せ措置の廃止
- ・老年者控除の廃止 等
- ・本格的な税源移譲までの暫定措置として所得譲与税を創設

（3）平成 17 年度改正

○所得税・個人住民税

- ・定率減税の 2 分の 1 への縮減
- ・老年者非課税の廃止（税負担緩和のため段階的廃止）（個人住民税）

(4) 平成 18 年度改正

○所得税・個人住民税

- ・ 所得税から個人住民税への 3 兆円の税源移譲に伴う個人住民税所得割の 10%比例税率化等
- ・ 定率減税の廃止

○法人課税

- ・ 研究開発税制の見直し（「増加型」と「総合型」の統合）
- ・ 情報基盤強化税制の創設（IT 投資促進税制の廃止）

(5) 平成 19 年度改正

○法人課税

- ・ 減価償却制度の抜本的見直し

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月 14 日
税制調査会

第一 基本的考え方

一 経済社会の活性化に向けたあるべき税制の構築

21 世紀を迎え、少子・高齢化、ライフスタイルの多様化、グローバル化、情報化、経済のストック化、地球温暖化等の環境問題への意識の高まりなど、経済社会の構造は大きく変化している。とりわけ少子・高齢化は予想以上の速さで進行している。最新の人口推計によれば、出生率は一段と低下し、2006 年をピークに人口が減少に転じる。生産年齢人口は今後継続して減少すると見込まれている。また、情報化の急速な進展、グローバル化のかつてない速さでの広がりの中で、世界規模での企業競争はますます激化している。

現在、国民の経済社会の先行きに対する閉塞感が深まっている。少子・高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中で、経済社会の様々な構造変化に的確に対応できなければ、わが国は活力を喪失し、長期的に低迷の道を歩みかねない。持続的な経済社会の活性化を実現するため、広範な制度改革を含む構造改革が急務である。税制についても、その一環として、中長期的視点に立って、あるべき改革の全体像を明確に示し、これを実行していくことで、国民の自信と意欲、国家への信頼を回復させ、経済社会の活性化を図る必要がある。

二 あるべき税制の構築に向けた視点

経済社会の活性化に向けたあるべき税制の検討に当たっては、引き続き「公平・中立・簡素」の原則（補論参照）を基本とすべきであるが、特に、上記のようなわが国を取り巻く状況を考慮すれば、以下の四つの視点を踏まえることが重要である。

1. 自由な経済活動を妨げない税制 一 効率的な資源配分と政策の集中一

わが国は高度経済成長の過程で画一化した経済社会が形成され、政策誘導型の施策が重視された。税制においても特定の政策目的実現のため租税特別措置が活用されてきた。しかしながら、21 世紀の世界規模での市場経済化、価値観の多様化した経済社会においては、民主導による市場を通じた効率的な資源配分が従来にもまして徹底されねばならない。税制についても、経済社会の活力が発揮されるよう、個人や企業の自由な選択を妨げず、経済活動に中立で歪

みのないことを基本とせねばならない。こうした観点から既存の政策誘導的な税制上の措置の整理・合理化を進めつつ、政策税制は真に有効な分野に集中すべきである。

2. 課税の適正化・簡素化 ―税制への信頼、社会への参画―

少子・高齢化など様々な構造変化に対応しきれず、結果的に税負担の歪みや不公平感を生じさせている税制上の諸措置を放置した場合には、国民の税制への信頼、社会参画への意欲を失わせ、社会の活力を低下させるおそれがある。社会共通の費用を国民皆が広く公平に分かち合うという観点から、こうした措置の適正化を図っていく必要がある。

さらに、納税者の税制への信頼確保の観点からは、制度面のみならず執行面での適正化に努めることも極めて重要である。この観点から、納税者にとって分かりやすい簡素な税制を構築する必要もある。簡素な税制は経済活動を行う際の予測可能性を高め、納税コストの低下を通じて、経済社会の活性化に寄与する。

3. 安定的な歳入構造の構築 ―持続可能な財政の確立と将来不安の払拭―

持続的な経済社会の活性化を考えるに当たっては、安定的な歳入構造の構築も重要な課題である。わが国の財政は、多額の長期債務残高を抱え（平成 14 年度末の国・地方の長期債務残高見込み約 693 兆円、対 GDP 比約 140%）、債務の累増に歯止めがかかっていないなど国・地方を通じて極めて厳しい状況にある。これが将来世代への重荷となっている。さらに、社会保障制度の改革を行っても、少子・高齢化の進展に伴い、今後、年金・医療給付などの増大は避けがたいと見込まれる。他方、これを賄う租税の現状は、約 81 兆円の国の歳出額に対して約 47 兆円の税収（平成 14 年度予算ベース）に留まっており、租税負担率は主要国の中で最低水準である。社会共通の費用を賄うという租税の役割（財源調達機能）は十分に果たせていない。

このような状況は、財政の持続可能性に対する懸念を通じて国民の将来不安を招く一因ともなっている。経済社会の活力を回復していくためには、こうした不安を払拭することが重要である。このため、必要な公共サービスを支えるに足る安定的な歳入構造の構築が必要である。

今後、持続可能な財政の確立に向けて、21 世紀初頭のできるだけ早い時期にプライマリーバランスの均衡化を達成することが求められる。このため、歳出面での徹底した改革を強力に進めることが不可欠であるが、租税負担水準の引上げは不可避である。

現下の経済事情から租税負担率の引上げ自体が当面の課題になり得ないにしても、税制改革の推進に当たってはこの方向性に反しないことが最低限必要である。仮に経済社会の活性化のために真に有効な措置として減税を行う場合であっても、そのことが財政の悪化を招くことのないように、具体的な増税と一体として措置すべきである。

4. 地方分権と地方税の充実確保

地方税は、地域における行政サービスの経費を地域住民がその能力と受益に応じて負担し合うものである。このことから、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、税収が安定したものであることが望ましい。また、自主的な課税を行いやすい税体系であることも重要である。

一方、地方税の現状は、地方の歳出規模と地方税収入が乖離しているほか、個人、法人とも税負担をしない者の割合が大きく地方税の応益的性格が損なわれかねない状況になっており、また、特に都道府県の税収は極めて不安定である。

そのような中、わが国の構造改革の重要な柱として、地方分権を推進し、自立した国・地方関係を確立し、活力と個性のある地域社会を実現していくことが求められている。地方の自律性を高めるためには、市町村合併の推進や地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減などによる地方行財政の効率化を前提に、地方公共団体が一層の情報開示を進め、受益と負担の対応関係を意識しつつ自らの責任と判断で地域のニーズに応じた行政サービスを実施できるよう自主財源を中心とした歳入基盤を確立することが必要である。

このためには、地方税の現状を望ましい姿に改革することを目指し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要となる。

三 あるべき税制が目指す方向

これまで課税ベース拡大、税率引下げといった「広く薄く」の観点から、昭和 62・63 年の抜本的税制改革以降、消費税の創設・充実を図る一方で、個人所得課税の累進緩和、法人税率の引下げ等を実現してきた。こうした中、上記の視点から今後のあるべき税制を考えると、その改革の主な方向は以下のとおりである。

個人所得課税については、累次の減税の結果、税負担水準が極めて低いものとなっており、基幹税としての機能を回復する必要がある。同時に、経済社会の構造変化に対応するため、諸控除の見直しなどを図る必要がある。

法人課税については、経済のグローバル化が進展する中で、企業の自由な活動を妨げない中立的な税制の構築を基本とすべきである。同時に既存の租税特別措置の大幅な整理・合理化を進めつつ、経済社会の活性化の観点から真に有効な措置を集中的・重点的に措置する必要がある。

消費税については、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮等の観点から、今後、その役割を高めていく必要がある。制度に対する国民の信頼感を高めるべく適正化を図り、税率水準の見直しを図ることが課題である。

相続税・贈与税については、富の再分配という機能、少子・高齢化や経済のストック化の進展を踏まえ、最高税率を引き下げつつより広い範囲に適切な負担を求めるべきである。また、生前贈与の円滑化の観点から、相続税・贈与税の調整について一体化を図る必要がある。

また、地方税の改革の方向については、地方税の充実確保の一環として、国と地方の役割分担の見直しを踏まえ、国庫補助負担金の整理・合理化や地方交付税の財源保障機能のあり方の見直しと併せて、税源移譲を含め国と地方の税源配分のあり方について根本から見直すべきである。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響を考慮に入れる必要がある。国・地方を通じる税負担の水準について再検討することも必要である。

地方税の応益性の確保のために、個人住民税における所得割の諸控除や均等割の見直し、法人事業税への外形標準課税の導入、固定資産税の安定的確保、課税自主権の尊重などの対応が考えられる。

こうした措置を着実に実施に移していくことにより、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系に配意しつつ、21世紀初頭において国民皆が広く公平に負担を分かち合う観点からあるべき税制を構築し、持続的な経済社会の活性化を実現していくことが課題である。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月 17 日
税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

一 少子・高齢社会を支える税制

少子・高齢化の進展により、21 世紀のわが国は超高齢・人口減少社会を迎える。長寿化と少子化の進行により、わが国はこれまでも世界の主要国に例を見ない速さでの高齢化を経験してきた。今後もこの傾向は続き、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えた 2015 年頃には国民の 4 人に 1 人が高齢者となり、また、人口は 2006 年をピークに減少に転じると見込まれている。

人口構造の大幅な変化は、家族のあり方をはじめとして、わが国経済社会に多大な影響を及ぼす。少子・高齢化に伴う労働力人口の減少や貯蓄率の低下を要因とする経済成長率の低下、現役世代の社会保障の負担増などに対する懸念から、今後の少子・高齢社会を悲観的にとらえる見方もある。しかしながら、様々な分野における構造改革を推進することにより、経済規模が人口減少に伴い縮小しても一人当たりで見ればより豊かな社会を築くことも可能である。

技術革新を通じた生産性の向上、女性や高齢者の社会参画の推進、持続可能な社会保障制度の構築など取り組むべき課題は山積しており、少子・高齢社会に適合する姿に諸制度を再設計することが重要である。税制についても、以下の 3 つの視点に基づき改革に取り組んでいく必要がある。

① 将来にわたる安心をもたらす税制

今後の高齢化の進展に伴い社会保障などの公的サービスの増加は避けられないと見込まれる。財政が国・地方を通じて極めて厳しい状況にある中、国民は将来の税負担や社会保障負担の増加について先行き不透明感を抱いている。このため、本来国民に安心をもたらさずの諸制度が逆に将来への不安を増幅させ経済の活力を削ぐ要因ともなっている。社会保障制度は少子・高齢社会を支える必要不可欠なセーフティネットであるが、国民の将来不安の払拭には、将来にわたり持続可能な社会保障制度と財政構造の構築が必要である。そのためには、社会保障を含む歳出面での徹底した改革とともに、税制面では、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系に配意しつつ、必要な公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が重要となる。

② 若者から高齢者までがともに支える税制

これからの負担増について国民の理解を得ていくには、税負担の公平を確保することが重要となる。

最近の高齢者は、積極的に社会活動に参画し経済的にも現役世代と遜色のない者がいる一方で、健康状態がすぐれず経済力が低下した者もいるなど極めて多様な姿となっている。今後の少子・高齢社会では、こうした高齢者の多様性を踏まえ、年齢だけを基準に画一的・固定的に高齢者を取り扱う発想からの転換が求められている。他方、現役世代は、右肩上がり経済の終焉とともに経済環境が激変し雇用不安や賃金の低迷などの困難に直面している。

わが国では高齢者と現役世代の比率が1:3.6(2000年)から1:1.9(2025年)へと急速に変化する。このような状況の下で、今後急増が見込まれる社会保障などの公的サービスにかかる費用の負担を大幅な賃金上昇が期待できない現役世代に求める構造を維持した場合、将来の現役世代の負担が過重となり社会の活力の発揮は期待しがたくなる。

こうした中、税制面では、低所得者層に配慮しながら、高齢者を年齢だけで一律に優遇する税制の歪みを見直し、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが重要となる。そうすることにより、世代間の公平とともに高齢者間の公平の確保にも資することとなる。

③ 個人や企業の活力を引き出す税制

高齢化・成熟化するわが国経済社会を活力にあふれるものとするには、個人や企業が潜在力を十分に発揮できる社会を築く必要がある。このため、生涯現役社会や男女共同参画社会の構築に向けて、能力と意欲のある高齢者や女性の社会参画を妨げない制度づくりが重要な課題となっている。また、高齢者の役割が高まる今後の社会では、民間非営利活動には新たな活力の源泉として高い期待が寄せられている。さらに、人口減少社会で経済的な豊かさを実現する鍵となるのが生産性の向上であり、生産活動の主役である企業が今後ともグローバル化等の構造変化に対応し柔軟に活動できる環境を整備していくことが必要となる。税制面では、個人や企業の活力を引き出す観点から、個人の就労や企業の選択を歪めない中立的な税制、簡素で分かりやすい税制を基本としつつ、今後とも構造改革を促進し経済社会の活性化を図るために必要な対応を行うべきである。

これらの視点を踏まえれば、昨年6月の「基本方針」でも述べたとおり、将来の少子・高齢社会を支える税制の構築に当たっては、個人所得課税の基幹税としての機能を回復すること及び消費税の役割を高めていくことが基本となる。このような改革は、国民の負担増を伴うものであり、国民の理解を得るには、徹底した歳出削減、行政改革を断行するとともに、とりわけ税制上の歪みや不公平の是正といった観点に立って取り組むことが肝要である。

第二 地方分権と税制

一 基本的考え方

地方税は、地域における行政サービスの経費を地域住民がその能力と受益に応じて負担し合うことが基本である。このことから、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が少なく、税収が安定したものであることが望ましい。一方、地方税の現状を見ると、国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約 63%であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約 42%であり、地方の歳出規模と地方税収入が乖離している。

そのような中、少子・高齢社会を迎えたわが国の構造改革の重要な柱として、地方分権を推進し、自立した国・地方関係を確立し、活力と個性のある地域社会を実現していくことが求められている。地方の自律性を高めるためには、市町村合併の推進や地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減などによる地方行財政の効率化が不可欠である。このことを前提に、地方公共団体が一層の情報開示を進め、受益と負担の対応関係を意識しつつ自らの責任と判断で地域のニーズに応じた行政サービスを実施できるよう地方税等の自主財源を中心とした歳入基盤を確立することが必要である。

二 今後の対応の方向性

いわゆる三位一体の改革については、国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金の整理・合理化や地方交付税の財源保障機能のあり方を検討し、税源移譲を含め国と地方の税源配分のあり方について根本的に見直すべきである。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響を考慮に入れる必要があろう。

また、地方分権一括法による課税自主権の拡大を契機として、法定外税や超過課税の活用の動きが活発化している。主要な税源は国・地方の法定税目とされていることなどから、現行の枠組みでの課税自主権の活用による地方税源の充実には限界がある。

課税自主権の活用は、地域における受益と負担の関係の明確化につながるものであり、これを更に活用しやすくなるよう検討を進める必要がある。課税自主権の活用に当たっては、公平・中立などの税の原則に照らし十分な検討が行われることが望ましく、住民と正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。